

平成 24 年 4 月障害者自立支援法制度改正および報酬改定にかかる 請求上の留意点について

見出しのことについて、請求において特に留意すべき点についてまとめましたのでご確認ください。なお、制度改正及び報酬算定の要件の詳細については、国資料を参照してください。

1 全サービスについての共通の事項

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保

福祉・介護職員の処遇改善の確保については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において交付がされてきたものを、障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに福祉・介護職員処遇改善加算を創設する。

その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員処遇改善特別加算）を併せて創設する。

請求においては、24 年 4 月提供分以降は、24 年 3 月提供までの処遇改善助成金の請求ではなく、障害福祉サービス等の報酬の請求に加算として含めて請求をすることとなる。

(2) 物価の動向等の反映

原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直し（▲0.8%）を行う。

その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。また、同行援護については、平成 23 年 10 月のサービス創設から間もなく経営実態に係るデータ等の蓄積もないことから、今回は物価の下落傾向の反映は見送ることとし、次回改定時に経営実態等も踏まえて検討を行うこととする。

(3) 地域区分の見直し

障害福祉サービス 1 単位あたりの単価（単位数単価）について、今までの 5 区分から 7 区分に見直す。見直しにあたっては、見直しの完全施行を平成 27 年度からとし、平成 24 年度から 26 年度までの間は激変緩和のために、段階的に引き上げた単価を適用する経過措置を設ける。

このため、単位数単価が 10 円以外に該当する地域区分では、適用される単位数単価が年度ごとに異なってくるため、請求額算定の際の処理（請求ソフトの入力等）の際に留意すること。

【名古屋市に事業所が所在する場合】

	地域区分の分類	単位数単価 ※	
		居宅介護の場合	生活介護の場合
23年度まで（現行）	特甲地	10.60円	10.61円
24年度	特甲地→3級地	10.63円	10.64円
25年度	特甲地→3級地	10.66円	10.67円
26年度	特甲地→3級地	10.69円	10.70円
27年度以降	3級地	10.72円	10.73円

※単位数単価は、算定するサービス種類ごとに異なるため、上記表にないサービスについては「別紙 単位数単価の入力について」を参照。

※名古屋市以外の市町村については国資料を参照。

（４）医療連携体制加算Ⅲ

医療連携体制加算（Ⅲ）については、看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員1人1日当たり算定されるよう設定されているが、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合の請求方法は以下のとおり。

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

$500 \text{ 単位} \times \text{看護職員数}$	÷	当該月の事業所の利用者 のうち、たんの吸引等が必 要な利用者数	=	1人当たり単位数/日 * 1単位未満（小数点以 下の端数については「切 り捨て」とする。）
--------------------------------------	---	---------------------------------------	---	--

【例】

4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500単位 × 2人) ÷ 3人 = 333.3単位 → 333単位/日 (4月1日分)
 - ・ (500単位 × 1人) ÷ 3人 = 166.6単位 → 166単位/日 (4月20日分)
- ⇒ 333単位 + 166単位 = 499単位/月 (4月分)

※ (500単位 × 3人) ÷ 3人 = 500単位/月とするのではない。

2 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービス共通

○介護職員等によるたんの吸引等の評価

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携等の一定の条件の下で、たんの吸引等を実施することができることとなる。

訪問系サービス（*）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、た

んの吸引等を必要とする者を追加する。また、特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難である事業所については、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、利用者1人につき1日当たりの定額の加算（喀痰吸引等支援体制加算）により評価する。

* 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。なお、重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護においてたんの吸引等を実施した場合に限り、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価する。

○喀痰吸引等支援体制加算

- ・算定にあたり対象となるのは、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が行う喀痰吸引等の行為であるため、算定にあたっては要件の確認を行うこと。
- ・特定事業所加算Ⅰを算定する場合は算定できない。

（２）居宅介護

① 家事援助区分の時間区分の見直し

利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行う。

家事援助

(1) 30分未満	104 単位
(2) 30分以上 45分未満	151 単位
(3) 45分以上 1時間未満	195 単位
(4) 1時間以上 1時間15分未満	236 単位
(5) 1時間15分以上 1時間30分未満	273 単位
(6) 1時間30分以上	308 単位に15分を増すごとに+35 単位

3 日中活動系サービスについての共通事項

（１）介護職員等によるたんの吸引等の評価

障害福祉サービス等における介護職員等によるたんの吸引等の実施については、各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援が評価されるよう、以下のとおり評価を行う。

施設入所支援（障害者支援施設）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を含める。

生活介護においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件のうち利用者に関する要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（*）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導

のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

* 短期入所（医療型短期入所を除く。）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

（2）通所サービス等の送迎の支援に係る評価

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、通所サービス等利用促進事業により、通所サービス及び短期入所における送迎の実施について助成が行われてきたが、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、これを障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設する。

加算単価については、通所サービス等利用促進事業の平均的な実績を参考として設定するほか、重度の障害者の送迎など付き添いが必要な場合については、追加加算を行う。

●送迎加算

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

（障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準については、愛知県障害福祉課ホームページ参照）

○ [生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合]

27単位/回

* 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに14単位/回を加算。

（注）100分の60以上の要件の適用に当たっては、重症心身障害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合における、当該通園事業を利用していた18歳以上の者で障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する者も含めて判定される。

[短期入所の場合] 186単位/回

（3）食事提供体制加算の適用期限の延長等

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所

得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。

宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数が同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

●宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の取扱いの見直し

[現行] 食事提供体制加算 (Ⅱ) (42単位/日) を算定。

[見直し後] 食事提供体制加算 (Ⅰ) (68単位/日) を算定。

4 各サービス

(1) 生活介護

①人員配置体制加算の適正化

前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえつつ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回は見直しの対象としない。

●人員配置体制加算の見直し (平成24年度)

	利用定員	現行	見直し後
人員配置体制加算 (Ⅰ)	21人以上60人以下	265単位/日	239単位
	61人以上	246単位/日	221単位
人員配置体制加算 (Ⅱ)	21人以上60人以下	181単位/日	154単位
	61人以上	166単位/日	141単位
人員配置体制加算 (Ⅲ)	21人以上60人以下	51単位/日	43単位
	61人以上	44単位/日	37単位

平成20年4月から行動援護の対象者が「障害程度区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者」から「8点以上の者」に拡大されたこととの整合を図る観点から、生活介護の人員配置体制加算の重度障害者要件の対象者のほか、ケアホーム、短期入所及び施設入所支援の重度障害者支援加算並びに重度障害者等包括支援の対象者について、「8点以上の者」として行動援護の対象者が評価されるようにする。

②大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し

定員81人以上の大規模事業所 (複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等

の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。)については、基本報酬の1000分の991を算定する。

③サービス利用時間に応じた基本報酬の設定

日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に限り、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

●延長支援加算

[1時間未満の場合] 61単位/日

[1時間以上の場合] 92単位/日

●開所時間減算

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

* 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

(2) 短期入所

①単独型事業所の評価の充実

短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の加算単位を引き上げる。

[現行] 130単位/日 → [見直し後] 320単位/日

②医療型短期入所の評価の充実

医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備を促進する観点から、医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設する。算定対象施設は医療型の短期入所施設で、算定にあたっては対象者要件を各事業所で確認すること。

加算	算定要件	単位数
特別重度支援加算（Ⅰ）	超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。	388単位/日
特別重度支援加算（Ⅱ）	超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。	120単位/日

③空床確保・緊急時の受入れの評価

短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。

○緊急短期入所体制確保加算 40単位/日

- ・連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り算定できない。
- ・空床を確保することが必要となるが、空床の割合や空床にかかるベッドの取り扱い等の算定要件については国の留意事項通知を確認すること。
- ・空床利用型事業所は空床利用が前提となっているため、算定できない。

○緊急短期入所受入加算

[福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日

[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

- ・空床利用型の医療型短期入所サービスを除き、緊急短期入所体制確保加算を算定している場合に限り算定。
- ・居宅においてその介護を行う者の急病等の理由に指定短期入所を緊急に行った場合に当該指定短期入所を行った日から起算して7日を限度として加算。
- ・疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。
- ・算定要件の緊急利用者とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

(医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応)

④ 医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設する。

医療型短期入所サービス費

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,579 単位	指定短期入所の施設基準Ⅰ
医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,380 単位	指定短期入所の施設基準Ⅱ
医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,388 単位	指定短期入所の施設基準Ⅲ

医療型特定短期入所サービス費

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,460 単位	指定短期入所の施設基準Ⅰ
-------------------	----------	--------------

医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,251 単位	指定短期入所の施設基準ハ
医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,289 単位	指定短期入所の施設基準ハ
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,719 単位	指定短期入所の施設基準イ
医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,587 単位	指定短期入所の施設基準ロ
医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	925 単位	指定短期入所の施設基準ロ

※指定短期入所の施設基準について

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること

- (1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院であること
- (2) 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7またはそのはすうを増すごとに1以上であること。
- (3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70以上が看護師であること

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する指定短期入所事業所であること

- (1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの
- (2) 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する指定短期入所事業所であること

- (1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所
- (2) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

(3) 共同生活援助（グループホーム）

①夜間支援体制の評価

夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10 単位／日

※ 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

②通勤者の生活支援の評価

一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助（グループホーム）も算定対象とする。

(4) 共同生活介護（ケアホーム）

①夜間支援体制等の評価

夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位／日

* 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算定できない。

夜間も含め重度障害者への支援の充実を図る観点から、重度障害者支援加算の加算単位数を引き上げる。共同生活介護重度居宅の支給決定を受けている場合は除く。

●重度障害者支援加算

[現行] 26単位／日 → [見直し後] 45単位／日

②通勤者の生活支援の評価

一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護（ケアホーム）も算定対象とする。

③事業所の規模に応じた評価の適正化

定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に95／100を乗じた単位数で算定。

* 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内（近接地を含む。）であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

* グループホーム・ケアホーム一体型事業所にあっても、一体的な運営が行われている共同生活住居のグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者についてのみ本減算を適用する。

（5）療養介護

（重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）

○ 18歳以上の重症心身障害児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって報酬単位が細かく設定されているが、現行の重症心身障害児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、以下の経過措置を講ずる。

18歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行に当たり本人が申し出ることによって障害程度区分判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分を適用する。

重症心身障害児施設においては、施設の状況に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。

なお、これらの経過措置として適用する報酬単位には、障害程度区分の要件は考慮されていないことを踏まえ、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とする。

●経過的療養介護サービス費（Ⅰ）

利用定員が40人以下 867単位/日

利用定員が41人以上60人以下 867単位/日

利用定員が61人以上80人以下 861単位/日

利用定員が81人以上 850単位/日

●人員配置体制加算

[1. 7：1以上の人員配置の場合]

(経過的療養介護サービス費（Ⅰ）に加算)

利用定員が61人以上80人以下 6単位/日

利用定員が81人以上 17単位/日

[2. 5：1以上の人員配置の場合]

(療養介護サービス費（Ⅱ）に加算)

利用定員が40人以下 170単位/日

利用定員が41人以上60人以下 200単位/日

利用定員が61人以上80人以下 224単位/日

利用定員が81人以上 237単位/日

これ以外の人員体制が薄い施設の場合にはその体制に応じたサービス費が算定されることとなるが、療養介護への移行に伴い収入が大きく変動することを緩和し、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成24年中に限り算定できることとする。

●経過的療養介護サービス費（Ⅱ）

586単位/日

また、各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位か病棟単位かを選択できるようにする。なお、病棟単位とする場合にあっても、定員区分の適用は施設単位で行う。

(第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置)

第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっては、療養介護サービス費（Ⅴ）を算定する。

(6) 施設入所支援

①夜間支援体制の評価の充実

夜間の職員体制について、生活介護の人員配置体制加算の見直しにより、夜勤職員等の体制が手薄にならないよう、夜勤職員配置体制加算の単位を引き上げる。

利用定員	現行	見直し後
------	----	------

21人以上40人以下	38単位/日	49単位/日
41人以上60人以下	30単位/日	41単位/日
61人以上	25単位/日	36単位/日

②矯正施設から退所した利用者等への支援の充実

矯正施設から退所した利用者等への支援の充実を図る観点から、地域生活移行個別支援加算の算定要件を緩和する。

●地域生活移行個別支援加算の算定要件の見直し

[現行] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

③経口維持加算の算定要件の緩和

入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件の緩和を行う。

④栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長

平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

⑤報酬請求事務の簡素化のための加算の整理

報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。

●入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算の見直し

[現行]

利用定員	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に8日を 限度として算定)	長期入院等支援加算 (3月に限り算定)
60人以下	320単位/日	160単位/日
61人以上80人以下	272単位/日	136単位/日
81人以上	247単位/日	123単位/日

[見直し後]

利用定員	入院・外泊時加算（Ⅰ）【新設】 （8日を限度として算定）	入院・外泊時加算（Ⅱ）【新設】 （加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定）
60人以下	320単位／日	191単位／日
61人以上80人以下	272単位／日	162単位／日
81人以上	247単位／日	147単位／日

●栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設

[管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]

利用定員	減算単位数
40人以下	27単位／日を減算
41人以上60人以下	22単位／日を減算
61人以上80人以下	15単位／日を減算
81人以上	12単位／日を減算

[配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]

利用定員	減算単位数
40人以下	12単位／日を減算
41人以上60人以下	10単位／日を減算
61人以上80人以下	7単位／日を減算
81人以上	6単位／日を減算

●重度障害者支援加算の対象者要件の緩和

平成24年4月より重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者要件が緩和される。なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間についてさらに700単位を加算することができるとされているが、これは、重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において環境の変化等に対応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、従前より当該施設に入所しており、今回の要件緩和により対象となるものについては、この加算を算定できないものとする。

（7）自立訓練（生活訓練）

①看護職員の配置の評価

健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算（Ⅰ）18単位／日

（8）宿泊型自立訓練

①夜間支援体制の評価

夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ） 12単位/日

防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ） 10単位/日

利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

* なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

②看護職員の配置の評価

健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算（Ⅱ） 13単位/日

②長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直し

長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、その支援の実態等を踏まえ、利用開始から3年間は一定とする。

③通勤者生活支援加算の算定要件の緩和

一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。

●通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が

[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

（9）就労移行支援

①一般就労への定着支援の強化

一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

●就労移行支援体制加算の見直し

就労定着実績	現行	見直し後
5%以上15%未満	21単位/日	41単位/日
15%以上25%未満	48単位/日	68単位/日
25%以上35%未満	82単位/日	102単位/日
35%以上45%未満	126単位/日	146単位/日
45%以上	189単位/日	209単位/日

②一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化

就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

③職場実習等の評価

職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

●移行準備支援体制加算(Ⅰ) 41単位/日

* 現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算(Ⅱ)に名称変更。

(10) 就労継続支援A型

①重度者支援体制加算の算定要件の見直し

重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

●重度者支援体制加算(Ⅱ)【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

利用定員	単位数
20人以下	2.8単位/日
21人以上40人以下	2.5単位/日
41人以上60人以下	2.4単位/日
61人以上80人以下	2.3単位/日
81人以上	2.2単位/日

●重度者支援体制加算(Ⅲ)【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定(平成27年3月31日までの経過措置)。

利用定員	単位数
------	-----

20人以下	1.4単位/日
21人以上40人以下	1.3単位/日
41人以上60人以下	1.2単位/日
61人以上80人以下	1.2単位/日
81人以上	1.1単位/日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

②短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化

○ 雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成24年10月施行）

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

* 短時間利用者とは、週20時間未満の利用者。

（11）就労継続支援B型

①重度者支援体制加算の算定要件の見直し

○重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

利用定員	単位数
20人以下	2.8単位/日
21人以上40人以下	2.5単位/日
41人以上60人以下	2.4単位/日
61人以上80人以下	2.3単位/日
81人以上	2.2単位/日

●重度者支援体制加算（Ⅲ）【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定（平成27年3月31日までの経過措置）。

利用定員	単位数
20人以下	1.4単位/日
21人以上40人以下	1.3単位/日

4 1人以上6 0人以下	1 2 単位／日
6 1人以上8 0人以下	1 2 単位／日
8 1人以上	1 1 単位／日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

②目標工賃達成加算の拡充

工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤職員配置や営業活動等を可能とする程度に、目標工賃達成加算の加算単位を引き上げる。

●目標工賃達成加算の見直し

[現行] [見直し後]

目標工賃達成加算（Ⅰ） 2 6 単位／日 → 4 9 単位／日

目標工賃達成加算（Ⅱ） 1 0 単位／日 → 2 2 単位／日

③短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化

雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成24年10月施行）

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

* 短時間利用者とは、週20時間未満の利用者。

5 相談支援

(1) 計画相談支援

①報酬体系

新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

●計画相談支援の報酬体系【新設】

サービス利用支援 1, 600 単位／月

継続サービス利用支援 1, 300 単位／月

特別地域加算 + 15 / 100

利用者負担上限額管理加算 150 単位／月

②同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。

③受給者証の記載と継続サービス利用支援との関係

モニタリング期間は個別の対象者ごとに「1月ごと」「3月ごと」「6月ごと」「1年ごと」のように定められる。継続サービス利用支援の提供は、受給者証に記載されるモニタリング期間の開始月に実施し、その後はモニタリング期間に応じて実施していく。

【モニタリング期間と継続サービス利用支援の実施例】

(例1 新規の支給決定等でモニタリング期間が1月ごとの場合)

<受給者証上の表記>

支給期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日
モニタリング期間	1月ごと（平成24年4月から平成24年6月）

⇒モニタリング実施月 平成24年4月、5月、6月

モニタリング期間	4月	5月	6月
モニタリング実施月	○	○	○

(例2 例1のモニタリング期間の変更があった場合)

<受給者証上の表記>

支給期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日
モニタリング期間	6月ごと（平成24年9月から平成26年3月）

⇒モニタリング実施月 平成24年9月、平成25年3月、9月、平成26年3月

モニタリング期間	24年度		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モニタリング実施月			○	—	—	—	—	—	○
モニタリング期間	25年度	4月～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モニタリング実施月		—	○	—	—	—	—	—	○

(2) 地域移行支援

①報酬体系

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援（訪問相談や同行支援）を週1回程度行うことを基本とする。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

●地域移行支援サービス費【新設】 2,300単位/月

特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとする。また、退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。

●退院・退所月加算【新設】 2,700単位/月

- ・退院又は退所日が属する月に指定地域移行支援を行った場合に算定。

●集中支援加算【新設】 500単位/月

- ・退院・退所月以外に月6日以上支援（利用者との対面による支援）を行った場合に算定。

③障害福祉サービス事業の体験的な利用

相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。

●障害福祉サービスの体験利用加算【新設】 300単位/日

- ・障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定。

●体験宿泊加算（Ⅰ）【新設】 300単位/日

●体験宿泊加算（Ⅱ）【新設】 700単位/日

- ・一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて15日を限度として算定。
- ・算定は体験的な宿泊支援の開始日から90日以内の提供に限られる。
- ・（Ⅱ）については夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に算定。

（3）地域定着支援

①報酬体系

地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する。

●地域定着支援サービス費【新設】

[体制確保費] 300単位/月

- ・常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき算定する。

[緊急時支援費] 700単位/日

- ・緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の宿直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定する
- ・1泊2日の支援を行った場合には2日分算定できる。

6 新体系定着支援事業

新体系移行後の事業運営を円滑に実施するため、経営の改善に関する計画を策定・

実施している事業所に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図ることを目的とし、平成24年度に限り実施するもの。

7 児童デイサービスの終了

(1) 根拠法の変更による請求方法の変更

平成24年3月までは障害者自立支援法に基づく児童デイサービス、平成24年4月からは児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービスと根拠法が変わる。

これまで児童デイサービスの支給決定を受けていた方も平成24年4月から受給者証が変わり、障害福祉サービスで複数のサービスの支給決定を受けていた場合（例：居宅介護と児童デイ）は、受給者証が自立支援と児童の2つになる。

月遅れ請求等で24年3月提供分までの児童デイサービスの請求をする場合の請求方法は今までどおりであるが、24年4月提供分以降のものは児童福祉法上の請求となるため注意が必要となる。

(2) 上限管理額管理について

従前の児童デイの根拠法が変わることにより、上限管理の方法も管理する対象が異なり、下記表のように根拠法ごとに上限額管理を行う。

	根拠法別の上限額管理の対象						利用者負担額計
	自立支援法	上限額管理の例		児童福祉法	上限額管理の例		
		上限管理前	管理後		上限管理前	管理後	
現行	居宅介護 短期入所 児童デイ	4,600円 4,600円 4,600円	0円 0円 4,600円	決定なし			4,600円
改正後	居宅介護 短期入所	4,600円 4,600円	4,600円 0円	放課後等 デイサービス	4,600円	4,600円	9,200円